

帯広市新総合体育館整備運営事業

募集要項

平成 28 年 5 月 27 日

(平成 28 年 7 月 29 日修正)

帯 広 市

目 次

第 1 募集要項の定義	1
第 2 事業内容	2
1 事業名称.....	2
2 公共施設等の管理者の名称.....	2
3 事業の目的.....	2
4 事業の概要.....	2
5 選定事業者 zu 期待する事項.....	3
6 事業スケジュール.....	3
7 施設の立地条件.....	3
8 施設構成の概要.....	4
9 土地の貸付条件.....	4
10 業務範囲.....	4
第 3 民間事業者の募集に関する条件等	6
1 応募者が備えるべき資格.....	6
2 参加資格の確認等.....	10
3 S P C の設立等.....	11
第 4 募集スケジュール等	12
1 募集及び選定の方法.....	12
2 募集及び選定スケジュール.....	12
3 募集及び選定手続き等.....	13
4 応募に関する留意事項.....	18
5 上限価格.....	20
第 5 優先交渉権者の決定等	21
1 優先交渉権者の決定等.....	21
2 契約手続.....	21
第 6 協議事項等	24
1 事業フレーム.....	24
2 サービス購入料.....	25
3 選定事業者の契約上の地位の譲渡.....	25
4 財務書類等の提出.....	25
5 保険.....	26
6 市と選定事業者の責任分担.....	26
7 事業期間終了後の措置.....	27
第 7 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置	28
1 疑義対応.....	28

2	紛争処理機関.....	28
第8	事業の継続が困難となった場合における措置	29
1	選定事業者の責めに帰すべき事由の場合	29
2	市の責めに帰すべき事由の場合.....	29
3	当事者の責めに帰すことのできない事由の場合	29
第9	その他.....	31
1	情報公開及び情報提供	31
2	問い合わせ先.....	31

<付属資料>

- ・業務要求水準書
- ・事業者選定基準
- ・様式集
- ・基本協定書（案）
- ・事業契約書（案）
- ・サービス購入料等の算出方法及び支払方法等
- ・サービス購入料の改定
- ・モニタリング及びサービス購入料の減額等

第1 募集要項の定義

この募集要項は、帯広市（以下「市」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した帯広市新総合体育館整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業への参加を希望する事業者を対象に告知するものである。

また、この募集要項と付属資料（「業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）」、「事業者選定基準」、「様式集」、「基本協定書（案）」、「事業契約書（案）」、「サービス購入料等の算出方法及び支払方法等」、「サービス購入料の改定」、「モニタリング及びサービス購入料の減額等」（以下これら総称を「募集要項等」という。））は、一体のものである。

事業の基本的な考え方については、平成28年5月12日に公表した実施方針と同様であるが、応募者は本募集要項の内容を熟読のうえ、応募に必要な提案書を提出すること。

なお、募集要項等と実施方針に相違のある場合は、募集要項等の規定が優先するものとする。

第2 事業内容

1 事業名称

帯広市新総合体育館整備運営事業

2 公共施設等の管理者の名称

帯広市長 米沢 則寿

3 事業の目的

現在の帯広市総合体育館（以下（「現総合体育館」という。）は、昭和47年に供用を開始し、老朽化が著しい状況にある。また、現総合体育館は地震等災害時の指定避難所となっており、大規模な地震に対応するため、抜本的な耐震化の必要が生じている。

一方、スポーツを取り巻く国内環境の変化として、平成23年に施行されたスポーツ基本法、また翌年以降に国や北海道において策定されたスポーツ基本計画等を踏まえ、地方自治体におけるスポーツの環境整備が重要な課題となっている。さらに、多くの人が利用しやすいよう施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化や、新たなスポーツ競技の受入環境の整備などの対応が求められている。

このため、市は、現総合体育館を建替え、スポーツ活動の新たな拠点として新総合体育館（新総合体育館建物、駐車場・広場・修景施設等の外構の総称。以下「本施設」という。）を整備することを予定している。

4 事業の概要

（1）対象施設

- ・新総合体育館建物
- ・外構（歩道、駐車場、駐輪場、修景施設（広場・敷地内の植栽等）等）

（2）事業方式

PFI法の規定に基づき実施するものとし、事業方式は、同法第2条第5項に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が本施設の設計及び建設を行い、市に新総合体育館建物の所有権を移転した後、維持管理・運営業務を行う方式（BTO：Build-Transfer-Operate）とする。

なお、維持管理・運営にあたっては、事業者が設立する特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）（以下「SPC」という。）を指定管理者として指定する。

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 52 年 3 月 31 日までとする。(維持管理・運営期間は約 20 年。)

5 選定事業者に期待する事項

市は、P F I 事業を導入することにより、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを技術面、経営面において積極的に活用し、本施設の設計、建設、維持管理及び運営において、より効率的かつ質の高い公共サービスの提供が図られることを期待している。公共サービスの提供にあたっては、市がめざす新しい総合体育館像を十分理解し、日常的に市と情報を共有しながら取り組むことを求める。

市は本施設の基本コンセプト、施設が担う役割の考え方にに基づき、施設のめざす方向性として特に以下の3点において、民間事業者の能力の発揮を期待している。詳細は、実施方針を参照すること。

- ア 個人利用の促進
- イ 子育て環境の充実
- ウ 障害者スポーツの推進

6 事業スケジュール

本施設の設計・建設期間	事業契約締結日の日から 平成 33 (2021) 年 9 月 30 日まで
建物本体の引渡し期限	平成 31 (2019) 年 12 月 31 日
開業準備期間	平成 32 (2020) 年 1 月 1 日から 2 月 29 日まで
新総合体育館建物の供用開始	平成 32 (2020) 年 3 月 1 日
駐車場、広場等外構を含む全面供用開始期限	平成 33 (2021) 年 10 月 1 日
維持管理・運営期間	平成 32 (2020) 年 3 月 1 日から 平成 52 (2040) 年 3 月 31 日まで

なお、上記期間を基本とするが、具体的な期間は、提案に基づき市と選定事業者との間で協議したうえで、事業契約書に定める。

7 施設の立地条件

「要求水準書」(付属資料)を参照すること。

8 施設構成の概要

「要求水準書」(付属資料)を参照すること。

9 土地の貸付条件

市は、P F I 事業の用に供するため、本施設の設計・建設期間中は、事業用地のうち本施設の整備用地を選定事業者は無償で貸与する。

10 業務範囲

(1) 選定事業者が行う業務

選定事業者が行う主な業務は、以下のとおりを想定している。

なお、具体的な業務の内容及び詳細については、「要求水準書」(付属資料)を参照すること。

ア 設計業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務

イ 建設・工事監理業務

- (ア) 着工前業務
- (イ) 建設期間中業務
- (ウ) 完成後業務
- (エ) 本施設の建設に関する情報の発信業務
- (オ) その他業務を実施する上で必要な関連業務

ウ 開業準備業務

- (ア) 運営体制の確立
- (イ) 事前広報・開館記念事業等
- (ウ) 開館準備期間中の本施設の維持管理・運営業務

エ 維持管理業務

- (ア) 清掃業務
- (イ) 警備業務
- (ウ) 建物設備保守点検業務
- (エ) 設備保守業務
- (オ) 修繕・更新業務
- (カ) 外構保守・敷地内植栽の剪定及び草刈業務
- (キ) 駐車場・通路・非常口・玄関の除雪業務
- (ク) 什器備品管理業務(事務用品の管理を含む)

オ 運営業務

- (ア) 施設利用管理業務
- (イ) スポーツ振興業務(各種スポーツ大会・教室の開催・協力、スポーツ団体等の育成・協力・活用等)
- (ウ) 広報・告知・情報発信業務
- (エ) 駐車場管理業務
- (オ) 自動販売機設置・運営業務
- (カ) スポーツ用品貸出・販売等業務
- (キ) その他運営関連業務
- (ク) 自主提案事業

カ 経営管理業務

(2) 市が行う業務

市が実施するものは、以下の業務を予定している。

ア 施設整備業務

- (ア) 啓北公園等国有地の借用、買収・取得業務
- (イ) 都市計画決定等事業実施に係る業務

イ 運営業務

- (ア) スポーツ振興事業(スポーツ団体・指導者の活動支援・育成等)
- (イ) 広報・宣伝業務(選定事業者が行うスポーツ振興事業の市広報紙掲載等)
- (ウ) 災害時における避難民対応(避難所としての対応時)

第3 民間事業者の募集に関する条件等

1 応募者が備えるべき資格

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、「第2・10・(1) 選定事業者が実施する業務」に掲げる業務（以下「本業務」という。）を実施することを予定する複数の企業によって構成されること。

応募者を構成する企業（以下、SPCに出資を行う者を「構成企業」といい、出資を行わない者を「協力企業」という。）は、構成企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を1社定め、当該代表企業が応募手続きを行うこと。

イ SPCへの出資については、以下の要件を満たすこと。

(ア) 構成企業である株主の議決権の合計が、SPCの株主総会における全議決権の3分の2を超えるものとし、かつ代表企業の出資比率は、出資者中最大となるものとする。

(イ) 上記(ア)により、構成企業が保有する株式は、本事業の事業契約が終了するまで保有することとし、市の承諾がない限り、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

ウ 応募者は、応募にあたり、構成企業及び協力企業それぞれが、本業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。また、本事業の実施に際し、本業務以外の業務を担う企業を提案することは可能であるが、その場合は、具体的な役割を明らかにすること。

なお、応募者の構成企業のうち1社が本業務に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。また各業務は、業務範囲や責任の範囲を明確にしたうえで構成企業または協力企業の間で分担することは差し支えない。ただし、同一の者または資本面若しくは人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務を実施することはできない。

エ 特別な事情があり、かつ市が承認した場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業の変更は認めない。

オ 構成企業及び協力企業のいずれかが、他の応募者の構成企業または協力企業となることは認めない。

カ 構成企業及び協力企業のいずれかと資本面若しくは人事面において関連のある者が、他の応募者の構成企業または協力企業となることは認めない。

キ 上記ウ及びカにおいて、「資本面において関連のある者」とは、当該会社が総株主の議決権の過半数を超える議決権を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該会社の役員が他の会社の役員を兼ねている場合の会社をいう。

ク 市と本事業に関するアドバイザー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）が、応募者の構成企業または協力企業として参加していないこと。

なお、本事業に関するアドバイザー契約を締結した企業は次のとおりである。

- ・みずほ総合研究所株式会社（本社所在地：東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 1 号）
- ・株式会社石本建築事務所（本社所在地：東京都千代田区九段南四丁目 6 番 12 号）
- ・西村あさひ法律事務所（所在地：東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号 大手門タワー）

（２）応募者の参加資格要件

ア 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

次のいずれにも該当しないこと。応募にあたっては、該当しないことを証する書類の提出を求めることがある。（第三者の証明書や自己申告書の提出。詳細については、様式集を参照すること。）

（ア） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

（イ） 資格確認申請書の受付締切日から審査資料の提出締切日までの間において、帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領に基づく指名停止措置を受けている者

（ウ） 資格確認申請書の提出時点及び審査資料の提出時点において、手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者（子会社・親会社を含む）

（エ） 資格審査申請書の提出時点及び審査資料の提出時点において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状況が著しく不健全であると認められる者（子会社・親会社を含む）

（オ） 資格確認申請書の提出時点において、社会保険料、市税、消費税及び地方消費税を滞納している者

（カ） 帯広市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 29 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係事業者、または、第 2 条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

（キ） その他、PFI 法第 9 条各号のいずれかに該当する者

イ 構成企業の参加資格要件

構成企業は、次の要件を満たすこと。応募にあたっては、要件を満たすことを証する書類を提出すること。詳細については、様式集を参照すること。

- (ア) P F I 事業の経験（構成企業、協力企業としての P F I 事業実績）、またはこれら企業としての応募、入札実績等、もしくは P F I 事業に関する知識の習得・ノウハウの収集等の取組みがあること
- (イ) 定期的な取締役会等を開催していること
- (ウ) 人事・給与等に関する規定を設けていること

ウ 個別の参加資格要件

構成企業または協力企業は、それぞれの業務において、以下に示す要件を満たすこと。建設業務を担う者及び運營業務を担う者は、それぞれ少なくとも 1 者は構成企業であることを要する。

(ア) 設計業務を担う者

応募者を構成する者のうち、設計業務を担う者は、以下の全ての要件を満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、a 及び b の要件については全ての者がいずれにも該当し、c の要件は 1 者以上が該当すること。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者
- b 平成 27・28 年度「帯広市競争入札参加資格者名簿（設計委託：建築設計）」に登載されている者
- c 平成 13 年 4 月 1 日から資格確認申請書の受付締切日までの間に完了した設計業務で、延床面積 2,000 m²以上の体育館または体育施設の新築工事の実設計実績（元請に限る。）を有している者。なお、その設計業務実績が共同企業体案件の場合は、当該企業体のなかで最大の出資比率を有する者であること。

(イ) 工事監理業務を担う者

応募者を構成する者のうち、工事監理業務を担う者は、以下の全ての要件を満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、a 及び b の要件については全ての者がいずれにも該当し、c の要件については 1 者以上が該当することとする。

- a 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者
- b 平成 27・28 年度「帯広市競争入札参加資格者名簿（設計委託：建築設計）」に登載されている者
- c 平成 13 年 4 月 1 日から資格確認申請書の受付締切日までの間に完了した工事監理業務で、延床面積 2,000 m²以上の体育館または体育施設の新築工事の工事監理実績を有する者。なお、その工事監理業務実績が共同企業体案件の場合は、当該企業体のなかで最大の出資比率を有する者であること。

(ウ) 建設業務を担う者

応募者を構成する企業のうち、建設業務を担う者は、以下の全ての要件を満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、以下に示す a、b 及び c の要件については全ての者がいずれにも該当し、d の要件は 1 人以上が該当すること。

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- b 平成 27・28 年度「帯広市競争入札参加資格者名簿（工事）」に登載されている者
- c 上記 a の建設工事の種類に応じて、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査における総合評価値が、それぞれ下記区分のいずれかを満たす者。
または上記 b における建設工事格付けが A ランクの者
 - ・ 建築一式工事 900 点以上
 - ・ 土木一式工事 900 点以上
 - ・ 電気工事 800 点以上
 - ・ 管工事 800 点以上
- d 平成 13 年 4 月 1 日から資格確認申請書の受付締切日までの間に完了した建設業務で、延床面積 2,000 m²以上の体育館または体育施設の新築工事の施工実績（元請）を有する者。なお、その施工実績が共同企業体案件の場合は、当該企業体のなかで最大の出資比率を有する者であること。

(エ) 維持管理業務を担う者

応募者を構成する者のうち、維持管理業務を担う者は、平成 13 年 4 月 1 日から資格確認申請書の受付締切日までの間に、5 年以上の公共施設維持管理業務実績を有する者とする。なお、維持管理業務中、清掃業務または警備業務もしくは設備保守業務のうち、少なくとも一業務については、平成 27・28 年度「帯広市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）」に登載されている者であること。

(オ) 運營業務を担う者

応募者を構成する者のうち、運營業務を担う者は、平成 13 年 4 月 1 日から資格確認申請書の受付締切日までの間に、5 年以上の体育施設運營業務（施設利用管理業務、スポーツ振興業務等運營業務において主要となる業務）実績を有する者とする。

なお、複数の者で実施する場合は、少なくとも 1 人以上が上記の要件を満たしていること。

(3) 地元経済への配慮

構成企業及び協力企業には、可能な限り帯広市内に本店または受任先の支店、営業所を有する者を加えるよう努めるとともに、工事開始から運營業務期間終了までの間、必要な資器材、飲食物、消耗品等を調達する際、または人材を雇用する際は、市内から調達、雇用するなど、市内企業の育成や地元経済の振興に配慮しながら、本事業を実施すること。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

(2) 資格確認通知を受けた応募者の構成企業または協力企業のいずれかが、参加資格確認基準日から提案書類の提出締切日までの間に、「第3・1・(2) 応募者の参加資格要件」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格となる。ただし、代表企業以外の構成企業または協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、プロポーザルに参加できる。

ア 応募者が、参加資格要件を欠いた構成企業または協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成企業または協力企業を補充し、構成企業等変更承諾願（様式3-2）等必要書類を提出した上で、市が参加資格等を確認し、これを認めたとき。

イ 構成企業または協力企業が複数である応募者の場合で、参加資格要件を欠いた構成企業または協力企業を除く構成企業または協力企業ですべての競争参加資格等を満たすことを市が認めたとき。

(3) 提案書類の提出締切日の翌日から優先交渉権者の決定日までの間に、応募者の構成企業または協力企業が、「第3・1・(2) 応募者の参加資格要件」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は当該応募者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業または協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

ア 当該応募者が、参加資格要件を欠いた構成企業または協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成企業または協力企業を補充し、構成企業等変更承諾願（様式3-2）等必要書類を提出した上で、市が参加資格の確認並びに設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成企業または協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業または協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。

イ 構成企業または協力企業が複数である応募者の場合で、参加資格要件を欠いた構成企業または協力企業を除く構成企業または協力企業で、すべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

3 S P Cの設立等

S P Cは、仮契約締結までに会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として設立する。当該S P Cは、帯広市内に本店を置き、事業契約期間中は継続して市内に本店を置くこと。

なお、当該S P Cは、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額とし、株式を公開しない閉鎖会社とするともに、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。

また、役員等の選任にあたっては、役員となる者が、構成企業の債務について個人として保証をしていないことが望ましい。

第4 募集スケジュール等

1 募集及び選定の方法

市は、本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら事業者を選定する。選定にあたっては、事業提案、技術提案、価格提案、地元経済への配慮等の内容を総合的に審査し、その評価の高い者の順に契約交渉権を付与する公募型プロポーザル方式によることを予定している。

2 募集及び選定スケジュール

選定事業者の募集及び選定スケジュールは、以下を予定している。

平成28年5月27日（金）	○募集要項等（基本協定書（案）及び事業契約書（案）を除く）の公表 ○募集要項等に関する説明会
平成28年6月3日（金）	○基本協定書（案）及び事業契約書（案）の公表
平成28年6月7日（火）	○ <u>受付締切</u> ・第1回募集要項等に関する質問（資格審査に関する質問）
平成28年6月14日（火）	○公表等 ・第1回募集要項等に関する質問及び回答
平成28年6月20日（月）	○ <u>受付締切</u> ・資格確認申請書
平成28年6月24日（金）	○結果通知 ・資格審査結果の発送
平成28年7月1日（金）	○ <u>受付締切</u> ・第2回募集要項等に関する質問（募集要項等全般に関する質問） ・自主提案事業に関する照会 ・第1回応募者との個別対話参加申込
平成28年7月8日（金）～	○第1回個別対話
～平成28年7月29日（金）	○公表等 ・第2回募集要項等に関する質問および回答 ・自主提案施設に関する照会への回答
平成28年8月中	○第2回個別対話
平成28年9月30日（金）	○ <u>提出締切</u> ・提案書類の提出
平成28年10月17日（月）	○提案書類に関するヒアリング
平成28年10月～11月	○優先交渉権者の決定及び公表
平成28年11月	○基本協定の締結
平成28年12月	○債務負担行為の議決
平成29年1月	○仮契約の締結
平成29年3月	○本契約の締結

3 募集及び選定手続き等

(1) 募集の広告

本事業の募集要項等を市ホームページ等で公表する。

URL <http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shougaigakusyuu/supo-tusinkousitsu/taiikukan.html>

(2) 募集要項等及び関連資料の閲覧・貸出し

下記の日程で、募集要項等を閲覧に供するほか、一部資料（現総合体育館建物図面）の貸出しを行う。閲覧・貸出しについては事前予約制とし、担当事務局にあらかじめ連絡をし、訪問予定日時について予約をすること。

なお、募集要項等は、上記のホームページでも閲覧可能である。

ア 閲覧・貸出し期間

平成 28 年 5 月 30 日（月）～6 月 20 日（月）

いずれも休日及び祝祭日を除く 9 時から 12 時及び 13 時から 17 時 30 分の間

イ 閲覧・貸出し場所

担当事務局。なお、担当事務局は以下記載も含めて本書「第 9・2・問い合わせ先」と同じ。

(3) 募集要項等に関する説明会の開催

本事業に対する事業者の参入促進に向け、募集要項等に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方を提示する。

ア 開催日時

平成 28 年 5 月 27 日（金） 14 時～（受付 13 時 30 分～）

イ 開催場所

とかちプラザ（〒080-0014）帯広市西 4 条南 13 丁目 1

ウ 注意事項

説明会当日は、募集要項等は配付しない。市のホームページからダウンロードして持参のこと（事前申込必要）。また、説明会当日は質問、意見等は受け付けない。なお、駐車場に限りがあるので、公共交通機関を利用すること。

(4) 参加資格確認申請書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書等、参加資格審査に必要な書類を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

ア 提出期限

平成 28 年 6 月 20 日（月）17 時 30 分（必着）

イ 提出書類

「様式集」（付属資料）に示すとおりとする。

ウ 提出方法

持参または書留郵便により担当事務局宛提出すること。メールや F A X による提出は不可とする。

なお、提出書類については、封筒に入れ、封筒に代表企業または商号及び「帯広市新総合体育館整備運営事業プロポーザル参加資格審査書類在中」と朱書きすること。

（5）資格確認通知書の発送

資格確認の結果は、参加資格申請を行った応募者の代表企業に対して、平成 28 年 6 月 24 日（金）までに、書面により通知する。

なお、資格確認の結果、参加資格がないと認められた応募者は、参加資格がないと認められた理由について、通知を受けた日から 7 日以内に、市に対して代表企業の代表者印のある書面（様式自由）を提出することにより、説明を求めることができる。市は、説明を求められたときは、説明を求めた応募者の代表企業に対して、書面により回答する。

（6）募集要項等に関する質問（全 2 回）等の受付及び回答

本事業に対する事業者からの、質問を受け付け、資格審査、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方を提示する。

ア 内容

- (ア) 第 1 回募集要項等に関する質問
資格審査について
- (イ) 第 2 回募集要項等に関する質問
募集要項等全般について
- (ウ) 自主提案事業に関する照会
自主提案事業に関して事前に市に確認したい事項等について

イ 受付期限

- (ア) 第 1 回募集要項等に関する質問
平成 28 年 6 月 7 日（火）17 時 30 分まで
- (イ) 第 2 回募集要項等に関する質問
平成 28 年 7 月 1 日（金）17 時 30 分まで
- (ウ) 自主提案事業に関する照会
平成 28 年 7 月 1 日（金）17 時 30 分まで

※(イ)及び(ウ)の受付期限は同日である。

ウ 提出書類

- (ア) 第1回募集要項等に関する質問
 - 「募集要項等に関する質問書提出届(第1回)」(様式 1-1-1)
 - 「募集要項等に関する質問書(第1回)」(様式 1-1-2)
- (イ) 第2回募集要項等に関する質問
 - 「募集要項等に関する質問書提出届(第2回)」(様式 1-2-1)
 - 「募集要項等に関する質問書(第2回)」(様式 1-2-2)
- (ウ) 自主提案事業に関する照会
 - 「自主提案事業に関する照会書提出届」(様式 1-3-1)
 - 「自主提案事業に関する照会書」(様式 1-3-2)

※質問及び照会の内容を簡潔にまとめ、ファイル形式は Microsoft Excel 及び word でバージョンは 2010 で閲覧可能なものとする。

エ 提出方法

電子メールにて担当事務局宛に提出すること。

電子メールの件名は募集要項等に関する質問については「募集要項等質問(第〇回)」、自主提案事業に関する照会については「自主提案事業に関する照会」とすること。

第2回募集要項等に関する質問と自主提案事業に関する照会の両方を提出する場合、及び下記(7)に示す第1回個別対話を申込む場合は、それぞれ別の電子メールで提出すること。

なお、電子メール送信日から休日、祝祭日を除く1日以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに担当事務局に連絡すること。

オ 回答

- (ア) 第1回募集要項等に関する質問及び回答
 - 平成28年6月14日(火)までに市のホームページ等にて公表する。
- (イ) 第2回募集要項等に関する質問及び回答
 - 平成28年7月29日(金)までに市のホームページ等にて公表する。
- (ウ) 自主提案事業に関する照会
 - 平成28年7月29日(金)までに各照会依頼者に対し、個別に電子メールにて回答する。
- (エ) (ア)及び(イ)の共通事項
 - ・質問に対する回答は、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権利、競争上その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、公表する。公表しない回答については、上記回答日までに、各照会依頼者に対し、個別に電子メールで回答する。
 - ・民間事業者等から提出のあった質問のうち、市が必要であると判断した場合には質問内容の詳細等の確認を行うことがある。

(7) 応募者との対話

市は、応募者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する応募者の理解を深め、また、市の意図と応募者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、各応募者に対し、対面方式による個別対話の場を設ける。

ア 参加単位

参加資格があると認められた応募者グループとする（単独企業単位では行わない）。なお、応募者グループのすべての構成企業または協力企業が参加する必要はないが、代表企業である構成企業は必ず参加すること。基本的に参加人数の制限は設けない予定であるが、会場の都合上、参加人数の制限を設ける場合は別途、各応募者の代表企業に対して通知する。

イ 実施時期

(ア) 第1回個別対話

平成28年7月8日(金)から7月29日(金)までの間（予定）

(イ) 第2回個別対話

平成28年8月中（予定）

下記エの各書面を受け付けた後、速やかに具体的な日時、場所、実施にあたっての留意事項等を各応募者の代表企業に通知する。なお、第2回目実施後も個別対話の場を設けることもある。

ウ 申込期限

(ア) 第1回個別対話

平成28年7月1日(金)（予定）

(イ) 第2回個別対話

平成28年8月中（予定）

（応募者の代表企業に対して、申込期限を書面または、電子メールにて通知する。対話を希望する場合、代表企業は通知された申込期限までに申込みをすること。）

(ウ) 第3回目以降の対話（設ける場合）

(イ) と同じ。

エ 申込に係る必要書類

(ア) 第1回個別対話

個別対話参加申込書（第1回）（様式1-4-1）

個別対話において確認を希望する事項（第1回）（様式1-4-2）

(イ) 第2回個別対話

個別対話参加申込書（第2回）（様式1-5-1）

個別対話において確認を希望する事項（第2回）（様式1-5-2）

(ウ) 第3回目以降の対話（設ける場合）

市は、ウ（イ）に示す書面による通知にて、代表企業に対し、使用する様式及び申込方法等について通知することとする。

(エ) 留意事項

- ・ファイル形式は Microsoft Excel 及び word でバージョンは 2010 で閲覧可能なものとする。
- ・電子メールにて担当事務局宛に提出すること。
- ・電子メールの件名は「第〇回個別対話参加申込」と表記すること。
- ・電子メール送信日から休日、祝祭日を除く 1 日以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに担当事務局に連絡すること。

オ 申込方法

電子メールにて担当事務局宛に提出すること。

カ 留意事項

- (ア) 個別対話への参加は義務付けるものではないため、必ず参加する必要はない。また、参加の有無は、最優秀提案者を選定する際の審査に影響するものではない。
- (イ) 対話の実施にあたっては、応募者から事前に提出された「確認を希望する事項」等に対して、市は、業務要求水準を満たすものであるか否かについて回答し、応募者に対するアドバイスは行わない。
- (ウ) 対面・口頭による意見交換を原則とするが、市及び応募者相互の意思疎通を円滑にするために市が必要と認める場合は、応募者が意見交換の場に図面、資料等を提示することは可能とする。
- (エ) 個別対話の結果は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、対話の実施後、市ホームページで公表する。
- (オ) 公募スケジュール等の都合により、対話を実施しないこととなった場合には、速やかにその旨を市ホームページで公表する。

(8) 応募の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が応募を辞退する場合は、提案書類提出期限（必着）までに、持参または郵送により応募辞退届（様式 3-1）を担当事務局まで提出すること。

郵送の場合は、任意の封筒に入れ封印し、封筒の表には「辞退届在中」と朱書きした上で、「特定記録郵便」または「簡易書留」にて送付すること。

(9) 提案書類の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者は、「様式集」（付属資料）に示す提案書類を担当事務局まで次のとおり提出すること。なお、提出は代表企業の代表者またはその代理人が行うこと。

ア 提出期限

平成 28 年 9 月 30 日（金）まで（17 時 30 分必着）

イ 提出方法

持参または郵送により提出するものとし、郵送の場合は、任意の封筒に入れ封印し、

封筒の表には「提案書類在中」と朱書きした上で、「特定記録郵便」または「簡易書留」にて送付すること。

(10) 提案書類に関するヒアリングの実施

ア 実施時期

平成 28 年 10 月 17 日（月）（予定）

イ 実施場所等

具体的なヒアリングの実施時刻、場所、実施にあたっての留意事項等を代表企業に通知する。

(11) 最優秀提案者の選定、優先交渉権者等の決定及び公表

提出された提案書類について、「帯広市新総合体育館整備運営事業審査委員会」において、総合的に審査し、市は、審査委員会による評価の結果を基に優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

なお、決定したときは、優先交渉権者、次点交渉権者及びその他応募者へ電子メール等により結果を通知するとともに、市ホームページ等においても公表する。

(12) 基本協定の締結

市は、平成 28 年 11 月を目途に優先交渉権者と基本協定を締結する。

(13) 仮契約の締結

市は、基本協定書の締結後に、優先交渉権者の構成企業により設立される S P C と P F I 事業契約の仮契約を締結する。

(14) 本契約の締結

市及び選定事業者は、市議会の議決を得たときに仮契約を本契約とする。

4 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、参加表明時の提出書類の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものととする。

(2) 公正な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 条）に抵触する行為を行ってはならない。

(3) 提出書類の差替えの禁止

応募者は、提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出をすることができない。ただし、誤字等の軽微な修正はこの限りではない。

(4) 提案の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ア 参加資格を有さない者がした提案
- イ 提案に際して談合等による不正行為をした者の提案
- ウ 必要な書類に応募者の署名または押印がなされていない提案
- エ 価格提案書（様式 4-2-1）の記載事項が確認できない提案
- オ 価格提案書（様式 4-2-1）の金額を訂正している提案
- カ 本プロポーザルに関係のない事項を記載した提案
- キ 提案書類の記載事項の漏れ、誤記等により内容が確認できない提案
- ク 提案に必要な書類が不足している提案

(5) 費用の負担

応募者の応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(6) 市の提供する資料の取扱い

応募者（提案書類の提出までに辞退した者を含む。）が、市が提供する資料をこの募集に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(7) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、一つの提案しか行うことはできない。

(8) 提案書類の返却

応募者から提出を受けた提案書類は返却しない。

(9) 使用言語及び通貨

応募に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(10) 著作権

応募者から提出された提案書類の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、市は、本事業に関する公表時及びその他市が必要と判断した場合には、優先交渉権者の提案書類の一部または全部を無償で使用できる。また、優先交渉権者以外の応募者の提案書類については、本事業に関する公表を目的として、提案書類の一部を無償で使用できる。

(11) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

(12) 募集の延期等

市は、特に必要があると認めるときは、募集を延期し、中止し、または取り消すことが

ある。

5 上限価格

P F I 事業において市が選定事業者を支払うサービス購入料（総額）の上限価格は以下のとおりとする。

サービス購入料①	消費税等相当額②〔10%〕	上限価格（①+②）
9,572,716 千円	919,745 千円	10,492,461 千円

第5 優先交渉権者の決定等

1 優先交渉権者の決定等

(1) 審査委員会の設置

民間事業者の選定に際しては、学識経験者等の外部委員等により構成される「帯広市新総合体育館整備運営事業審査委員会（以下、審査委員会という。）」を設置し、民間事業者から提出された応募書類の審査・評価等を実施する。

なお、委員の氏名等の公表については、優先交渉権者の公表後とする。

(2) 事業者選定基準

最優秀提案者の決定にあたっての選定基準等については、「事業者選定基準」（付属資料）を参照すること。

(3) 優先交渉権者の等の決定

応募者から提出された提案書類を審査委員会が審査し、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。その結果を踏まえて、市が最も優れていると認めた応募者を優先交渉権者とし、次点交渉権者とともに決定する。

(4) 審査結果の公表

市は、優先交渉権者の決定後、審査結果を速やかに市ホームページ等で公表する。なお、審査結果に関する電話等による問合せには応じない。

(5) 優先交渉権者を決定しない場合

市は、事業者の募集、評価及び優先交渉権者の選定において、応募者がいないまたはいずれの応募者も「要求水準書」（付属資料）の水準を満たさない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、優先交渉権者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに市ホームページ等で公表する。

2 契約手続

(1) 基本協定の締結

ア 枠組み

(ア) 対象者

優先交渉権者の構成企業及び協力企業

(イ) 締結時期

平成28年11月（予定）

イ 締結に係る協議等

市は、優先交渉権者の決定後速やかに、「基本協定書（案）」（付属資料）に基づき、優

先交渉権者の構成企業及び協力企業と今後の手続の進め方等について協議等を行い、協議等が整った場合には優先交渉権者の構成企業及び協力企業と基本協定を締結する。優先交渉権者はこれに応じなければならない。

また、市は、優先交渉権者の構成企業及び協力企業との間で各基本協定の締結に係る協議等が整わなかった場合、次点交渉権者と協議等を行い、協議等が整った場合には次点交渉権者と基本協定を締結する。次点交渉権者はこれに応じなければならない。

(2) 特別目的会社（SPC）の設立

優先交渉権者の構成企業及び協力企業は、事業契約の仮契約締結までに、「第3・3・SPCの設立等」の規定に基づきSPCを設立すること。

(3) 仮契約及び事業契約の締結

ア 枠組み

(ア) 対象者

選定事業者（優先交渉権者の構成企業が設立するSPC）

(イ) 締結時期

仮契約 平成29年1月（予定）

本契約 平成29年3月（予定）

イ 締結に係る協議等

市は、基本協定書の締結後速やかに、「事業契約書（案）」（付属資料）に基づき、選定事業者と協議等を行い、協議等が整った場合には選定事業者と事業契約の仮契約を締結する。

市及び選定事業者は、市議会の議決を得たときに「事業契約書（案）」（付属資料）に基づき、事業契約を締結する。なお、この事業契約が議会で否決されたときは無効とし、市は一切の責任を負わないものとし、それまでに優先交渉権者が要したすべての費用は、優先交渉権者が負担するものとする。

優先交渉権者の決定日の翌日以降、事業契約の締結までの間、優先交渉権者の構成企業、または協力企業が、「第3・1・(2) 応募者の参加資格要件」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は優先交渉権者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成企業または協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次のいずれかに該当するときは、市と選定事業者は事業契約を締結することができる。

(ア) 優先交渉権者が、参加資格要件を欠いた構成企業または協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成企業または協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格の確認並びにSPCの事業能力を勘案し、事業運営に支障をきたさないと判断したとき。

(イ) 構成企業または協力企業が複数の場合で、参加資格要件を満たさなくなった構成企業または協力企業を除く構成企業または協力企業で、すべての参加資格等を満た

し、かつ、SPCの事業能力を勘案し、事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

ウ 費用の負担

契約書の作成に係る優先交渉権者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は優先交渉権者の負担とする。

エ 契約保証金

選定事業者は、事業契約締結時に、「事業契約書（案）」（付属資料）に掲げる契約保証金の納付等を行わなければならない。

第6 協議事項等

1 事業フレーム

(1) 事業の遂行

選定事業者は、「第2・10・業務範囲」に示す業務を適正かつ確実に遂行すること。

(2) 債権の取扱い

ア 債権の譲渡

市は、選定事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、選定事業者が市に対して有する支払請求権（債権）は一体不可分とし、選定事業者が第三者に債権を譲渡することはできない。ただし、市の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。

イ 債権の質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が市に対して有する債権に対し、質権を設定すること及びこれを担保提供することはできない。ただし、市の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 協議事項等

ア 法制上及び税法上の措置

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上または税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。なお、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していないが、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、市と選定事業者で協議するものとする。

イ 財政上法制上及び金融上の支援

財政上及び金融上の提案については応募者が自らのリスクで実行すること。

ウ その他の支援等に関する事項

市が本施設の引渡し後に、国庫交付金等を充当し、設計・建設の対価の一部を支払うこととする場合、選定事業者は、交付金等申請を行ううえで必要となる図書や資料の作成等を行い、市の申請手続に協力すること。

また、国の財政措置を受けるための申請手続についても同様とする。

エ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱い

(ア) 本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「PFI推進機構」という。）の出融資の対象事業であり、応募者は自らの責任において、当該出融資を利用することを前提として応募することができる。

(イ) 市としては、PFI推進機構の出融資を確約するものではなく、PFI推進機構

の出融資の詳細、条件等については、応募者が直接P F I 推進機構に問い合わせること。

2 サービス購入料

市は、定期的または随時、モニタリングを実施し、事業契約書に定められたサービス水準が満たされていることを確認した上で、選定事業者が提供したサービスに対し、サービス購入料を選定事業者を支払う。サービス購入料の構成、支払方法等については、「サービス購入料等の算出方法及び支払方法等」(付属資料)、及び「サービス購入料の改定」(付属資料)を参照すること。

3 選定事業者の契約上の地位の譲渡

市の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他一切の処分をしてはならない。

4 財務書類等の提出

(1) 定款の写し

選定事業者は、S P C設立後、遅滞なく、その定款の写しを市に提出すること。また、定款に変更があった場合は、その変更後 10 日以内に、変更後の定款の写しを市に提出すること。

(2) 株主名簿の写し

選定事業者は、会社法第 121 条に定める自らの株主名簿の案を、仮契約締結の 7 日前までに市に提出し、確認を得ること。また、株主名簿に記載また又は記録されている事項を変更しようとする場合には、その変更の 7 日前までに変更案を市に提出し、確認を得ること。

(3) 株主総会の資料及び議事録

選定事業者は、自らの株主総会(臨時株主総会を含む。)の日から 20 日以内に、当該株主総会に提出し、または提供された資料及び当該株主総会の議事録または議事要旨の写しを市に提出すること。

(4) 取締役会の資料及び議事録

選定事業者は、取締役会の日から 20 日以内に、取締役会に提出し、または提示された資料及び当該取締役会の議事録または議事要旨の写しを市に提出すること。

(5) 計算書類等

選定事業者は、定時株主総会の日から 10 日以内に、次に掲げる計算書類等を市に提出すること。

- ・当該定時株主総会に係る事業年度における監査済みの会社法第 435 条第 2 項に定める計算書類及びその付属明細書
- ・上記に係る監査報告書の写し
- ・当該事業年度におけるキャッシュフロー計算書その他市が合理的に要求する書類

5 保険

選定事業者（選定事業者と契約を締結する業務担当企業を含む。）は、次の要件を満たす保険契約を締結すること。詳細は、「事業契約書（案）」（付属資料）の別紙「保険等の取扱い」を参照すること。

なお、提案書類において要件以上の提案をした場合には、選定事業者は、その提案の内容の保険契約を締結すること。また、次の保険契約に加えて、他の種類の保険契約を締結することを提案した場合には、選定事業者が提案した保険も併せて加入するものとする。

(1) 設計・建設期間中の保険

選定事業者は、建設工事保険及び第三者賠償責任保険に加入すること。

(2) 開業準備期間及び維持管理・運営期間中の保険

事業者は、開業準備期間の開始日から維持管理・運営期間の終了日までの全期間において、施設賠償責任保険及び事業者が行う開業準備業務、維持管理・運営業務を対象とした第三者賠償責任保険に加入すること。

6 市と選定事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と選定事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、選定事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には選定事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべてまたは一部を負う。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、実施方針「別紙 リスク分担表」及び「事業契約書（案）」（付属資料）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行う。リスク分担の程度や具体的な内容については、「事業契約書（案）」（付属資料）に示すが、「事業契約書（案）」（付属資料）に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

(3) 市による事業の実施状況のモニタリング

市は、選定事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、「要求水準書」(付属資料)に定められた業務要求水準が達成されていることを確認するとともに、事業の実施状況、選定事業者の財務状況等を把握するために、モニタリングを行う。

モニタリングに必要な費用のうち、市が実施するモニタリングに係る費用は、原則として市が負担する。選定事業者自らが実施するモニタリングに係る費用や市が実施するモニタリングに必要となる書類の作成等に係る費用は、選定事業者の負担とする。モニタリング方法、内容等の詳細は、「モニタリング及びサービス購入料の減額等」(付属資料)を参照すること。

7 事業期間終了後の措置

選定事業者は、事業期間終了時において、本施設を継続使用できるよう適正な性能、機能及び美観が維持されている状態で市に引き渡す。詳細は、「要求水準書」(付属資料)を参照すること。

第7 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

1 疑義対応

市が募集及び選定の手続きにおいて配布した一切の資料、さらに当該資料に係る質問回答書及び民間事業者が提出した提案書、並びに市と民間事業者業との間で締結された協定書等の解釈について疑義が生じた場合は、市と民間事業者は、本事業の円滑な継続を前提として、誠意を持って協議のうえ、解決をはかる。

2 紛争処理機関

事業契約に係る訴訟の提訴又は調停の申立てについては、発注者の所在地を管轄する日本の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

第8 事業の継続が困難となった場合における措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。詳細は、「事業契約書（案）」（付属資料）を参照すること。

1 選定事業者の責めに帰すべき事由の場合

- (1) 選定事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、市は、選定事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出を求め、その実施を求めることができる。この場合において選定事業者が当該期間内に改善または修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除し、または指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (2) 選定事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除し、または指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) 上記(1)、(2)のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき選定事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

2 市の責めに帰すべき事由の場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は、事業契約を解除し、または指定管理者の指定の取り消しを求めることができる。
- (2) 上記(1)の規定により選定事業者が事業契約を解除した場合は、選定事業者は、生じる損害について、市に対して賠償を求めることができる。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- (1) 市または選定事業者のいずれの責めにも帰すことのできない不可抗力、その他の事由により事業の継続が困難となった場合は、市と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- (2) 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び選定事業者は、事業契約を解除することができる。この場合市は指定管理者の指定を取り消す。

(3) 上記(2)の規定により事業契約が解除される場合の市または選定事業者が生じる損害についての取扱いは、「事業契約書(案)」(付属資料)を参照すること。

第9 その他

1 情報公開及び情報提供

- (1) 本募集要項に定めることその他、募集にあたって必要な事項が生じた場合には、市のホームページにおいて公表する。
- (2) 申請書類に係る情報公開請求への対応
申請団体の団体名、提出書類、選定結果に関する書類等は、帯広市情報公開条例に基づく情報公開の対象であり、原則として公開となる。
ただし、これらの書類のうち、団体の正当な利益を害するおそれがある部分等については、非公開とする。

2 問い合わせ先

場所	帯広市教育委員会生涯学習部スポーツ振興室
所在地	〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地
TEL	0155-65-4210
FAX	0155-23-6142
E-mail	sports@city.obihiro.hokkaido.jp
URL	http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shougaigakusyubu/supo-tusinkousitsu/taiikukan.html